

厚生労働大臣が定める掲示事項

病院長

I 当院は、厚生労働大臣に定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

II 入院基本料について (2階:一般病棟 3階:療養病棟 4階:地域包括ケア病棟 回復期リハビリテーション病棟)

病棟	算定入院料	1日あたりの看護職員(要員)		看護職員(看護要員)1人あたりの受け持ち人数		
		看護職員	看護補助者	9:00~17:00	17:00~1:00	1:00~9:00
2階病棟(10対1)	急性期一般入院料4	14人以上	人以上	4人以内	23人以内	23人以内
3階病棟(20対1)	療養病棟入院料1	8人以上	8人以上	4人以内	16人以内	16人以内
4階病棟(13対1)	地域包括ケア病棟入院料1	12人以上	人以上	5人以内	24人以内	24人以内
回復期リハビリテーション病棟(13対1)	回復期リハビリテーション病棟入院料1	9人以上	人以上	6人以内	18人以内	18人以内

III 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制について
当院では、入院の際に医師を初めとする関係職員が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡ししております。また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制の基準を満たしております。

IV 入院時食事療養費(Ⅰ)を算定すべき食事療養の基準に係る届出をおこなっています。
当院は、入院時食事療養費に関する特別管理により食事の提供を行っております。療養のための食事は、管理栄養士の管理の下に適時・適温で提供しております。

※食事提供の時間は右のとおりです。

※1食あたりの負担額は右のとおりです。

(※過去1年間の入院期間が90日を超える方は、減額が適応される場合があります。窓口へご相談ください。)

朝食:午前7時30分頃 昼食:午後0時頃 夕食:午後6時頃

一般(70歳未満)	70歳以上の高齢者	標準負担金(1食あたり)	
上位所得者	現役並み	490円	
一般	一般		
低所得者	低所得者Ⅱ	90日まで入院	230円
		91日以降の入院(長期該当)	180円
該当なし	低所得者Ⅰ	110円	

V 明細書発行体制について

医療の透明化や患者さんへの情報提供を推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の判る明細書を無料で発行しています。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担の無い方についても、明細書を無料で発行しております。

明細書は、使用した医薬品の名称や行われた検査の名称が記載されるものです。その点をご理解いただき、ご家族が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行を含めて、明細書の発行を希望されない方は、料金計算窓口にてその旨お申し出ください。

VI 選定療養費に関する事項について

1) 特別の療養環境の提供

次の個室につきましては、1日につき8,800円(税込み)の個室料を徴収いたします。

211号室 212号室 213号室 215号室 313号室 315号室

次の個室につきましては、1日につき6,600円(税込み)の個室料を徴収いたします。

213号室 215号室 1号室 2号室 9号室 10号室

なお、1日ごとの請求となりますので、入院日、退院日の室料も併せて請求いたします。

2) 入院期間が180日を超える場合の費用の徴収

同じ症状による通算の入院期間が180日を超えますと、患者さんの状態によっては健康保険からの入院基本料15%が病院に支払われません。180日を超えた日からの入院が選定療養となり、1日につき 1,500円 は特定療養費として患者さんの負担になります。

ただし、180日を超えて入院されている患者さんであっても、15歳未満に患者さんや難病、人工呼吸器を使用している状態など厚生労働大臣が定める状態にある患者さんは、健康保険が適応されます。

VII 保険外負担に関する事項

当院では、各種診断書、紙オムツなどにつきまして、その使用に応じた実費のご負担をお願いしております。
費用につきましては、別途掲示いたします。

VIII 敷地内禁煙につきまして

当院は、ニコチン依存症管理料を算定しております。つきましては、建物の内外を問わず、敷地内は全面禁煙となっています。
ご協力をお願いいたします。